

地方税ポータルシステム（eLTAX）に係る
ASPサービス仕様書

令和8年 6月
奈良市市民税課

第一章 基本方針

1. 目的

奈良市（以下、「本市」という）では、地方税ポータルシステム（以下、「e L T A X」という）に対応した審査システム等を導入するにあたり、地方税共同機構（以下、「機構」という）が承認した「認定委託先事業者」（以下、「事業者」という）が提供する共同利用型のA S Pサービスを利用し、e L T A Xに対応するシステムの維持管理に係る負担軽減を図る。

2. A S Pサービスの要件

機構が定める「e L T A X導入ガイドライン2.1版（地方団体編）」の下記A S Pサービス及びシステム運用に必要な導入支援サービス（環境構築、データ移行、導入試験等）及びその運用業務を調達する。

（1）電子申告等A S Pサービス

- ・電子申告システム
- ・共通納税システム
- ・電子申請・届出システム

（2）年金特徴A S Pサービス

（3）国税連携A S Pサービス

このほかA S Pサービス関連の対象業務機能が追加されることになった場合においても、適切に対応できる拡張性を確保すること。また、それらへの対応も本業務に含まれるものとする。

3. 契約期間

本件の契約期間（導入支援期間を含む）は、契約締結日から令和11年12月31日までとする。

また、A S Pサービスのシステム運用期間は、令和8年12月7日から令和11年12月の地方税共同機構が定める導入スケジュールにおける、認定委託先事業者変更時のサービス開始日の前日までとし、地方自治法234条の3に基づく長期継続契約とする。

ただし、契約締結日の翌年度以降において本契約に係る予算の削減が有った場合や、期間満了年度の導入スケジュールにより契約期間を変更する必要がある場合は、本市は事業者と協議の上、契約の変更又は解除ができるものとする。

4. 入札金額

入札金額は、システム運用委託料の税抜き月額を記入すること。

ただし、この契約による委託料の支払は、令和9年1月分から令和11年12月分までの36回払いとする。

なお、システム運用に必要な導入支援サービスの経費は、すべて事業者が負担すること。

5. その他

契約期間内において、地方税共同機構等により、A S Pサービス関連の仕様変更や対象業務機能の追加等が発生し、受託者側のアプリケーションの大幅改修が発生する場合の費用については、別途協議するものとする。

第二章 事業者の要件

本調達対象のASPサービスで扱うデータは、納税者に関する秘匿すべき重要機密情報であることから、情報セキュリティ対策、個人情報保護対策が十分に確保されることが必須であり、事業者は機構が定める「eLTAx導入ガイドライン2.1版（地方団体編）」及び次の要件を満たすこと。

1. 認定委託先事業者等登録

機構が事業者に必要な情報セキュリティ対策および個人情報保護等の要件を定めた「認定委託先事業者の認定に関する要綱」に適合し、機構の審査を経て認定委託先事業者認定を得た事業者であること。

2. 技術基準への準拠（セキュリティ確保）

ASPサービスの実施に必要な設備を有し、セキュリティ対策を実施すること。

国税連携サービスを実施するに当たっては、『地方税法施行規則第24条の40第3項第2号及び第3号に規定する電気通信回線その他の電気通信設備に関する技術基準及び情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するために必要な事項に関する基準』（平成31年3月29日総務大臣告示第151号）（以下「技術基準」という。）に基づき、国税連携システムに係る事務の実施に必要な電気通信回線その他電気通信設備を有し、セキュリティ対策を実施すること。

電子申告等サービス又は年金特徴サービスを実施するに当たっては、『地方税法施行規則第10条第5項及び第24条の39第3項に規定する情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するために必要な基準』（平成31年3月29日総務大臣告示第146号）、『地方税法施行規則第24条の42第3項に規定する特定徴収金及び特定徴収金に関する情報の取扱いにおける安全性及び信頼性を確保するために必要な基準』（平成31年3月29日総務大臣告示第149号）、『地方税法施行規則第9条の3の2第1項に規定する情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するために必要な事項に関する基準』（平成31年3月29日総務大臣告示第152号）、『地方税法施行規則第9条の8第4項に規定する情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するために必要な事項に関する基準』（平成31年3月29日総務大臣告示第153号）に基づきセキュリティ対策を実施すること。

3. 外部監査

機構が定める「認定委託先事業者等監査実施要綱」に基づき、機構による外部監査を受けて情報セキュリティ対策の維持が担保されること。監査の結果、事業者がサービスの実施に必要な設備を有せず、または技術基準に適合したセキュリティ対策が実施されていない等の不適合が認められた場合、本市は相当の期間を定め、当該監査に適合するための必要な措置を求めることができるものとする。

また、その期間が経過した場合において、不適合が認められるとき、甲は自己の債務の履行を提供せず、本契約を将来に向かって解除することができるものとする。

4. 個人情報保護

別記奈良市個人情報取扱特記事項を遵守すること。

5. eLTAxサポート事業者

本調達に係る導入支援等の業務を本市の承諾を得て再委託する場合は、その者が機構の審査を経て承認されたeLTAxサポート事業者であること。

6. データ移行等作業負担

本市が事業者の変更等を行う場合には、データ移行等について、事業者は機構が策定した方法に従い、事業者の責任と負担において確実にデータ移行等作業を実施すること。

7. 機構による契約書の閲覧

本契約又は本サービス（業務）に関し、第三者に公表する場合には、その公表内容、公表時期、公表方法等について、双方事前に協議の上、定めるものとする。ただし、地方税共同機構から本契約関係の状況を確認する求めがあった場合には、事前の協議を要することなく、本契約書の写しを地方税共同機構に提供するものとする。

8. 本サービスの不具合

事業者は、本サービスにつき、技術基準及び仕様書に定めた内容との間に不一致が発見された場合は、その責任において速やかにこれを修正しなければならない。なお、その修正にかかる費用は、事業者の負担とする。

第三章 サービス要件

1. ASPサービス

提供するASPサービスは以下の要件を満たすこととする。

(1) 機構仕様への準拠

機構が定める各種仕様書、その関連資料における要件を満たし、eLTAXと連携して動作するものであること。

(2) LGWAN-ASPサービス登録

総合行政ネットワーク（以下、「LGWAN」という）を介してアプリケーションサービスの提供を行うLGWAN-ASPサービスとして、地方公共団体情報システム機構に登録されていること。

(3) 情報提供サービス、ヘルプデスクサービスの提供

ASPサービスの操作方法、運用方法・スケジュール等に関する情報提供サービス（メール通知及び、インターネット経由のファイル共有等）と、障害時や提供された情報に関する電話による問合せ対応（以下、「ヘルプデスク」という）サービスを提供すること。

また、ヘルプデスクサービスは、地域によるノウハウ格差が無く、全ユーザーの問合せ事例に精通した全国展開型のサービスであり、頻度の高い問合せ情報をFAQとして提供すること。

(4) サービス提供時間

サービス提供時間は原則として次の要件以上であること。

・ 審査システム 8：30 ～ 21：00 ※19：00以降にバッチ処理有
(土・日・祝祭日、年末年始12/29～1/3は除く)

・ 国税連携システム 8：30 ～ 24：00
(データバックアップ時、サーバメンテナンス時は除く)

※ただし「繁忙期」においては、eLTAXポータルセンタの運用スケジュールに基づいて、システムの適格な運用時間を計画し、実施すること。

・ ヘルプデスク 8：30 ～ 18：00
(土・日・祝祭日、年末年始12/29～1/3は除く)

(5) データ保管期間

データ保管期間は以下のとおりであること。

- ・電子申告データ： 7年間以上
- ・年金特徴データ： 7年間以上
- ・国税連携データ： 7年間以上
- ・ログデータ： 150日間以上

※ただし、国税連携データについては少なくとも2年間、受注者が自社のデータセンターに設置するサーバ等に保存し、2年経過後は媒体保管を可とする。

2. 導入支援サービス

本市における前項のASPサービスに関する以下の導入支援作業及びリプレイス作業を行うこと。なお、基幹税システム等との接続試験、データ取り込み試験等は本調達の範囲外とする。

(1) 導入申請・マスタ申請支援

事業者の変更並びに電子申告サービスの追加導入に関する事業者及び機構への導入申請並びに税目情報などを登録するマスタ申請に関するヘルプデスクサービスを提供し、本市が登録したマスタ内容の確認を行うこと。

(2) サーバの各種設定と情報提供

事業者が管理するサーバに対し、本市がサービス提供を受ける上で必要となる各種設定作業を行い、サービス利用に必要な情報を提供すること。

(3) クライアントPCの設置場所及び台数

導入対象となるクライアントPCの設置場所、台数は以下のとおりとする。なお機能追加などにより、設置台数が若干数増加する可能性がある。

部署名	設置場所	種別	設置台数
市民税課	奈良市役所内	審査	4台
		国税	
資産税課	奈良市二条大路南 1-1-1	審査	1台
納税課		共通納税	1台

(4) クライアント端末のセットアップ

本市の用意する審査システムのクライアントPC及びプリンタに対して、機構が定める「審査システムインストール手引書」等に基づき、必要ソフトウェアのインストール・各種設定作業を行うこと。

なお、契約期間中にクライアントPC及びプリンタの入れ替えがあった場合についても、同様のセットアップ作業を行うこと。その際の経費は、事業者が全額負担するものとする。

(5) 総合運転試験の支援

機構が定める「総合運転試験手引書」等に基づき行う総合運転試験において本市を支援すること。

(6) 操作研修の実施

機構が定めるマニュアル等に基づき、本市職員に対する操作研修を1回実施すること。

＜研修場所＞ 奈良市役所内

＜対象職員数（予定）＞ 10人

(7) データ移行作業

機構が定める「リプレイス計画書」等の仕様及び機構の指示に従い、確実にデータ移行作業（取込み、引継ぎ等）を行うこと。

(8) 導入・リプレイス作業スケジュール

機構が定める「令和8年12月導入スケジュール」に基づき作業を行うこと。また、「リプレイス計画書」に基づいてリプレイス作業スケジュールを作成し、作業を適切に進めること。

(9) その他

上記に掲げる試験のほか、審査システム等の利用にあたり必要とされる処理の動作試験を行う。

また、機能追加対応及びそれに付随する試験が発生した場合は、対応すること。

3. 運用支援サービスに関する事項

(1) ASPサービスの提供

「本仕様書 第一章 2. ASPサービスの要件」を満たすASPサービスを提供すること。

(2) 提供日及び提供時間

ASPサービスの提供日及び提供時間は、「本仕様書 第三章 1. ASPサービス (4)」に従うこと。

(3) 審査クライアントに係るソフトウェアのバージョンアップ

機構から提供される審査クライアントに係るソフトウェア（以下「ソフトウェア等」という。）のバージョンアップ作業については、職員にて実施する。なお、バージョンアップ作業において必要があるときは、受注者は本市職員の求めにより、手順及び方法等について指導・助言を行うものとする。

(4) ASPサービス用設備等の障害時の対応

ア 受注者は、ASPサービス用設備等のうち、データセンターに設置する審査サーバ等の障害により、ASPサービスの利用を一時中断せざるを得なくなった場合には速やかに本市に通知するとともに、障害対応に努めるものとする。

イ 受注者は、ASPサービス用設備等のうち、ASPサービス用設備等に接続する受注者が借り受けた電気通信回線について障害があることを知ったときは、当該電気回線を提供する電気通信事業者に修理または復旧を指示するものとする。

ウ 上記のほか、ASPサービスの利用について不具合が発生したときは、本市及び受注者との協議に基づき、必要な措置をとるものとする。

(5) 問い合わせ対応

受注者は、本市からeLTAXヘルプデスクや機構に問い合わせるべき事項について問い合わせがあった場合、eLTAXヘルプデスクや機構に誘導し、それ以外の事項については、問い合わせを受け付け、期限を決めて、書面または口頭で回答する。また、必要に応じ本市に対し適切な指導を行う。受付対応時間は、平日の午前9時から午後6時まで（土・日・祝祭日、年末年始12月29日から1月3日を除く）を最低限の対応時間とする。

(6) データ抽出・移行等

本契約終了後において、受注者以外の者が業務を受注することとなった場合には、機構の定める「認定委託先事業者の認定等に関する要綱第16条第10号オ」の規定により、受注者の責任と負担においてデータ移行等を行うこと。なお、ここで行う受注者の作業は、データセンター内に設置された審査サーバ等より機構が指定する方法及び様式にてデータ抽出し、本市にデータ提供を行うことに限るものとする。

(7) 業務報告及び成果物の提出

ア 受注者は月ごとに、報告及び審査サーバ等のメンテナンス作業の報告、障害等の発生により行なった作業の報告、その月のサービスで変更や異常がないことの報告等を記載した業務報告書を成果物として、受注者が本市に直接提出または電子メール等の方法により提出するもの

とする。

また、その成果物をもとにして、必要に応じて本市及び受注者は適宜調整会議を行うものとする。

4. その他

この仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、本市と協議のうえで、対処方法を決定すること。